

東京オリ・パラに向けたアスリートのための 三重県産野菜プロモーション業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

東京オリ・パラに向けたアスリートのための三重県産野菜プロモーション業務委託

2. 委託業務の目的

東京オリンピック・パラリンピック(以下「東京オリ・パラ」という。)での三重県産野菜の需要拡大を目的とし、東京オリ・パラ食材関連業者、レストラン、ホテル等の仕入担当者等を対象にしたイベントで、三重県産野菜の機能性等を PR する。

3. 委託業務の内容

東京オリ・パラ食材関連業者等を対象とした三重県主催の農水産物 PR イベント(以下「PR イベント」という。)において三重県産野菜の機能性に着目したプロモーションを行うこと。

◎三重県産農水産物 PR イベント

開催日時：平成30年2月6日(火) 10:00~15:00

開催会場：東京サンライズビル 3階コンベンションルーム
(東京都中央区日本橋富沢 11-12)

内 容：・出展者ブースでの三重県産水産物、農産物の PR
・商談コーナーでの個別商談 他

参集範囲：東京オリ・パラ食材関連業者、レストラン、ホテル等の仕入担当者等

開催規模：出展者10ブース程度で来場予定者約200名

委託業務は上記イベント内の野菜ブースで行う PR に係る以下の内容とする。なおイベント当日は三重県担当者がブースに常駐し、受託者とともにプロモーション活動を行う。また、ブース出展に係る事務及び費用負担は三重県が担う。

(1) 野菜の機能性に係る講演

- ・会場内に三重県が設置する一画で、アスリートに有効な野菜の機能性成分等について講演を行うこと。なお、講演には、三重県が提供する三重なばな等の機能性成分分析結果を盛り込み、アスリートへの三重県産野菜の需要拡大につながる内容とすること。
- ・講師は、アスリートへの栄養指導または、それと同等の経験を有すること。また、野菜を使ったアスリート向けレシピの作成経験があること。
- ・講演は1回30分程度とし、多数の来場者が見込まれる時間帯に2回以上行うこと。

(2) アスリート向けレシピの作成

ア 三重県産野菜の機能性に着目したレシピの作成

- ・三重県が提供する三重なばな等の機能性成分分析結果をもとに、三重なばな等を主材料にしたアスリート向けレシピを6品以上作成すること。
- ・レシピの作成は上記3.(1)の講師がリーダーとなって行うこと。
- ・レシピ内容については三重県と事前協議し、承認を得たうえで進めること。
- ・レシピ作成に必要な食材や調味料等は受託者が調達すること。

イ レシピ冊子の製作

- ・PR イベントにおいて、三重県野菜を効果的に伝えるために、上記3.(2)アのレシピを掲載した冊子 1,000部を製作し、PR イベント会場に搬入すること。
- ・冊子はレシピのほか、県産野菜の紹介や栄養成分、三重県が提供する機能性成分分析の結果等を掲載すること。
- ・冊子の仕様は、フルカラー、用紙(マットコート、57.5kg以上)、A4二つ折り以上とし、その内容については三重県と事前協議し、承認を得たうえで進めること。
- ・印刷物に加えて、版下(印刷原稿)をPDFファイル及びIllustratorファイル(Windows対応)で保存したCD-ROM 1部を納品すること。

4. 委託業務の留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を行い、決定するものとする。
- (2) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県の保有する個人情報として三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己に責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

5. 成果物の納品及び事業実績報告書の提出

(1) 事業実績報告書

平成30年3月23日(金)までに、事業実績報告書等(正本1部、副本2部)を提出して完了検査を受けること。

実績報告書はA4サイズで様式は任意とするが、実施した業務の内容、得られた効果、収支については必ず記載すること。

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課

6. 委託期間

契約締結の日から平成30年3月23日(金)まで

7. 契約上限金額

524,880円（消費税及び地方消費税を含む）

8. 企画提案コンペの実施方法

この仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「東京オリ・パラに向けたアスリートのための三重県産野菜プロモーション業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査により審査を行い、総合的に評価して優秀提案を選定します。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書の提出

下記11の項に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申請書（様式1）及び添付書類（登記簿謄本又は登記事項証明書 写し可）各1部を以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 平成29年11月6日（月）15時まで（必着）
- イ 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 農林水産部 農産園芸課
- ウ 提出方法 持参又は郵送による送付
（メール及びファクシミリでの提出は不可とする。）
- エ 受理の確認 申請書を郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

9. 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書提出部数 8部

(2) 企画提案書の様式

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上。
表紙を含め20ページ以内（長辺側を綴じること）。

(3) 企画提案内容（実際に履行可能な内容を記載すること）

委託業務の内容に沿って具体的に提案すること。なお、次の項目については必ず記載すること。

- ・講師プロフィール及び講演内容
- ・アスリート向けレシピの例（過去に作成したアスリート向けレシピを1つ以上示し、併せてアスリートへの効果を記載すること。このレシピはコンペ審査のみに用いるものとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は提案者に帰属します。）
- ・当業務を円滑に推進するための具体的な運営計画
- ・当業務を円滑に推進するための人員配置等、提案者の実施体制の詳細

(3) 見積書（様式2）8部（コピー可。ただし原本1部要）

積算の内訳は可能な限り詳細に記載すること。

(4) 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

- (5) 契約実績証明書 1部(様式3)
過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績について記載すること。
- (6) 企画提案資料の提出
ア 提出期限 平成29年11月10日(金)15時まで(必着)
イ 提出場所 企画提案コンペ参加資格確認申請書と同様
ウ 提出方法 企画提案コンペ参加資格確認申請書と同様
エ 受理の確認
企画提案書を郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。
- (7) 企画提案書の審査
提出された企画提案書に基づき、選定委員会による書類審査を行い、最優秀受託候補者を選定し、平成29年11月15日(水)までにその結果を各提案者に対し連絡します。
- (8) 委託契約の締結
最優秀受託候補者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

10. 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

- (1) 実現性
提案内容は実現可能な内容であるか。また、実施スケジュールは具体的で無理のない内容か。
- (2) 企画性
提案の内容が、三重県産野菜の業務・加工用需要の拡大推進に効果的な内容となっているか。
- (3) 的確性
提案の内容が仕様書に合致し、具体的に記述されているか。
- (4) 専門性
アスリートを対象とした食事に関する支援、指導等の豊富な経験があり、専門的なノウハウを有するか。
- (5) 経済性
十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (6) 実施体制
業務遂行に必要で十分な人員を有しており、会計や記録、関係資料の保管・作成等が十分に行える体制となっているか。

11. 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ・常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

1.2. 委託契約締結

(1) 優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。

なお、優秀提案者との契約締結時には、以下の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

イ 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

(3) 委託料については、三重県が必要と認めた場合は、概算払請求することができます。

1.3. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.4. 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

ウ 発注所属に報告すること

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと

(2) 受託者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定を準用し、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 5. 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

平成29年10月30日(月) 12時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、以下17の担当部局まで、ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法で提出してください。送信後は、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号または電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

頂いた質問には10月31日(火)までに、県ホームページにて回答させていただきます。

1 6. その他

(1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

(2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。

(3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。

(4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理するものとします。また、提出のあった各提案書については、返還しません。

(5) 提出された提案書は三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。

(6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

1 7. 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 農林水産部 農産園芸課 園芸特産振興班(担当:谷本、前川)

電話 059-224-2808 FAX 059-223-1120、E-mail nousan@pref.mie.jp